

「中小企業（SMEs）に対する投資奨励政策の改定増補についての投資奨励委員会布告第 2/2554 号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●中小企業（SME s）に対する投資奨励政策の改定増補についての投資奨励委員会布告
第2 / 2 5 5 4号

パーツ高の影響軽減策に基づく中小企業（SME s）に対する投資奨励政策に従い投資奨励策の改定増補が相当との判断により、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条の内容に基づく権限により、投資奨励委員会は中小企業（SME s）に対する投資奨励の原則を改定し、仏暦二五五三年一月五日付けの投資奨励委員会布告第1 / 2 5 5 3号の第2・5項の内容を廃止、以下の内容に代える。

「奨励を受ける各プロジェクトは土地代と回転資金を含まない投資規模が8000万パーツ以下でなければならず、全事業合計でネット恒久資産または土地代と回転資金を含まない投資規模が2億パーツ以下でなければならない。」

ここに仏暦二五五三年一月二四日から。

(以上)